

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

介護保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について

「介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 56 号）」が本日公布され、平成 30 年 8 月 1 日から施行することとされた。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上に設けられている控除の仕組みである長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案することとする。

なお、本改正の趣旨は、介護保険料の段階の判定に関する基準に係る見直しを行った介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 307 号）と同趣旨である。

（「介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布について（平成 30 年 4 月 1 日施行）」（平成 28 年 9 月 14 日付け老発 0914 第 2 号厚生労働省老健局長通知）参照）

第 2 改正の内容

1 長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直し

介護保険制度においては、介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定に、所得を測る指標として合計所得金額を用いている。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険に係る自己負担額が高額になる

場合がある。

土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定に、現行の合計所得金額等から、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）を控除して得た額を用いることとする。

※ 具体的には、以下の（１）～（７）となる。

- （１） 収容交換等のために土地等を譲渡した場合の 5,000 万円（最大）
- （２） 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000 万円（最大）
- （３） 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円（最大）
- （４） 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の 800 万円（最大）
- （５） 居住用財産を譲渡した場合の 3,000 万円（最大）
- （６） 特定の土地（平成 21 年及び平成 22 年に取得した土地等であって所有期間が 5 年を超えるもの）を譲渡した場合の 1,000 万円（最大）
- （７） 上記の 1～6 のうち 2 つ以上の適用を受ける場合の最高限度額 5,000 万円（最大）

2 公的年金等に係る雑所得を控除する見直し

合計所得金額について、例えば年金収入のみの場合は、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額が合計所得金額となる。この公的年金等控除額は、1 月 1 日時点で 65 歳以上の者は 120 万円であり、合計所得金額のみで年金収入 120 万円以下の者の負担能力の差を付けることはできないため、高額介護（予防）サービス費の判定においては、「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」を用いることで応性を確保している。

一方で、公的年金等控除額は、1 月 1 日時点で 64 歳の者は 70 万円、65 歳以上である者は 120 万円であるため、同じ年金収入であっても、1 月 1 日時点で 64 歳の者と 65 歳以上である者で、高額介護（予防）サービス費の判定の基準となる「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」に差が生じる場合がある。

これを踏まえ、1 の見直しとあわせて、高額介護（予防）サービス費の所得指標として、「公的年金等の収入金額に合計所得金額を加えて得た額」から、年金収入に係る所得（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 35 条第 2 項第 1 号に掲げる額）を控除した額を用いることとする。

第 3 施行期日

平成 30 年 8 月 1 日

介護保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十年三月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第五十六号

介護保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十九条の二、第五十一条第二項（同法第五十一条の二第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項及び第百二十九条第二項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十九条の二及び第五十一条第二項（同法第五十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（介護保険法施行令の一部改正）

第一条 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第一項中「以下同じ。」の下に「租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。以下同じ。」を加え、同条第三項第一号中「第二十九條の二第三項第一号において」を「以下」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三十五條の二第一項又は第三十六條の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項又は第三十六條の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

第二十二條の二の第七項中「合計所得金額」の下に「から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額」を加える。

第二十二條の三第六項第三号二中「昭和三十一年法律第二十六号」を削る。

